

令和7年度以降

豊川水系砂利等の採取に関する規制計画書

令和7年3月

中部地方整備局豊橋河川事務所

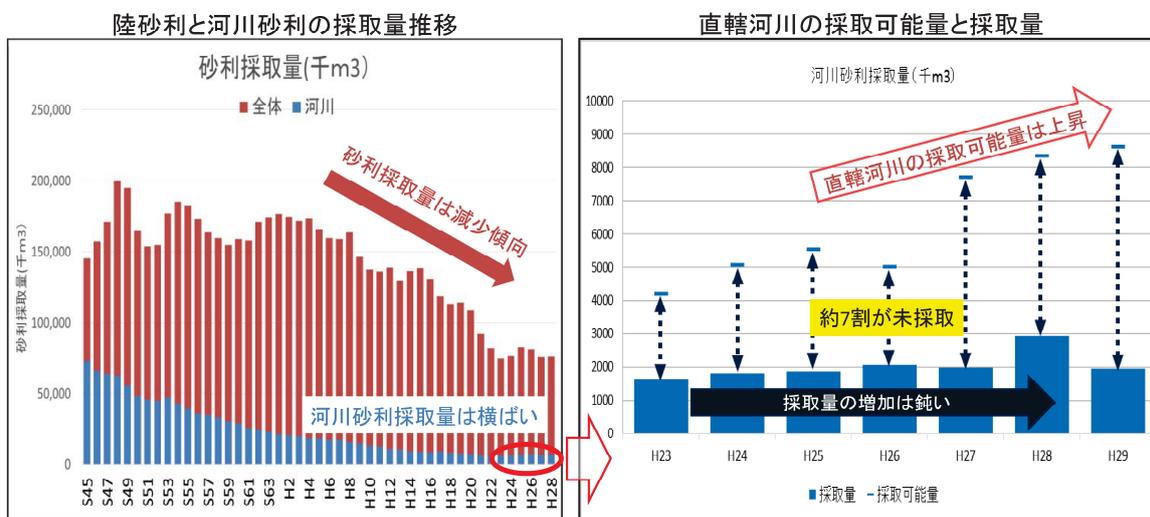
豊川 砂利採取規制計画

はじめに

近年、土砂の堆積及び河道内樹林の繁茂により水害リスクが高まる中、一層の適切かつ効率的な対応が求められることから、様々な取り組みが行われている。

豊川水系においても、規制の緩和の拡大および制度の弾力的な運用を行い、民間事業者による砂利採取可能量の規制緩和を推進することで、官民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹林の伐採について取り組みを進めていくことが課題である。

また、全国的な河川砂利採取規制の緩和により、採取可能量の拡大は進んでいるが、実際の採取量は伸び悩んでいる現状がある。豊川水系では、民間活力を活用するため、砂利採取業者との意見交換を行い双方の意向に沿う砂利採取規制計画を策定することで、河川砂利の有効活用および堆積土砂掘削の促進を図ることとする。



「官民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹木の伐採の推進について」
事務連絡（平成30年12月17日）より抜粋

1. 対象区間

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	摘要	
					地区名	場所
本川	豊川	0	2.4+61m	2.5	河口部 A	渡津橋まで
		2.4+61m	4.2+39m	1.7	下流部 B	名鉄豊川橋梁まで
		4.2+39m	5.4+103m	1.3	下流部 C	豊橋まで
		5.4+103m	6.6	1.1	下流部 D	吉田大橋上流 660m まで
		6.6	11.2+89m	4.7	中流部 E	下条橋まで
		11.2+89m	13.2+140m	2.0	中流部 F	当古橋まで
		13.2+140m	15.2+32m	1.9	上流部 G	三上橋まで
		15.2+32m	17.6+135m	2.6	上流部 H	賀茂橋まで
		17.6+135m	27.6+55m	10.4	上流部 I	新城橋まで
	(寒狭川)	42.0+120m	44.0+50m	1.9	寒狭川	横川えん堤まで
支川	間川	0	2.6+75m	2.7	間川	玉の木橋上流まで
	海老川	0	0.2m+55m	0.3	海老川	直轄区間上流端まで
派川	豊川放水路	0	6.6	6.6	豊川放水路	豊川放水路分流堰まで
合計				39.7		

起点・終点は豊川距離標

別添一般図表示のとおり

2. 規制の方針

豊川は、策定された河川整備計画では、河道が安定し、流下能力のある区間については現況河道維持を基本に整備を進めて策定されており、規制計画もこの方針に従い次の通り定める。

上流部のうちH区間（三上橋15.2+32m～賀茂橋17.6+135m）では、低水路河床高は管理基準河床高よりも高く堆積傾向にあることから規制区間とする。

また、江島橋22k付近～牟呂松原頭首工では、流下能力向上のため平成22年度～平成26年度、平成28年度にかけて低水路掘削等の改修事業を行った。I区間（賀茂橋17.6k+135m～新城橋27.6k+55m）の河床は、近年安定しているものの縦断的に洗掘・堆積が見られる区間があり、今後の流下能力維持を目的とした掘削等を考慮して規制区間とする。

現況河道を尊重することから河岸防護ラインから堤防間は保安区域の扱いとする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

掘削基準河床は整備計画掘削河床とする。（別添横断図表示のとおり）

4. 禁止区間等

(1) 禁止区間

1) 本川豊川

① 河口部A、下流部B、下流部C、下流部D

河川整備計画で現況河道維持（河道が安定しており、流下能力のある区間）としている区間であり、禁止区間とする。

② 中流部E

河川整備計画では、中流部狭窄対策区間であり、掘削土は築堤等に利用する計画のため、禁止区間とする。

③ 中流部F、中流部G

河川整備計画で現況河道維持（河道が安定しており、流下能力のある区間）としている区間であり、禁止区間とする。

④ 寒狭川

土砂堆積が少なく、また川幅が狭く、採取により河岸に支障を生ずることから、禁止区間とする。

2) 支川間川

川幅が狭く、かつ現況河床高が低下しており、堤防の保全をはかるため、禁止区間とする。

3) 支川海老川

土砂堆積が少なく、また川幅が狭く、採取により河岸に支障を生ずることから、禁止区間とする。

4) 派川豊川放水路

現況河床高が低下しており、護岸の保全をはかるため、禁止区間とする。

【禁止区間】

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	摘要
					地区名
本川	豊川	0	2.4+61m	2.5	河口部 A
		2.4+61m	4.2+39m	1.7	下流部 B
		4.2+39m	5.4+103m	1.3	下流部 C
		5.4+103m	6.6	1.1	下流部 D
		6.6	11.2+89m	4.7	中流部 E
		11.2+89m	13.2+140m	2.0	中流部 F
		13.2+140m	15.2+32m	1.9	上流部 G
	(寒狭川)	42.0+120m	44.0+50m	1.9	寒狭川
支川	間川	0	2.6+75m	2.7	間川
	海老川	0	0.2m+55m	0.3	海老川
派川	豊川放水路	0	6.6	6.6	豊川放水路
合計				26.7	

起点・終点は豊川距離標

※禁止区間内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

(2)保安区域

河川整備計画における河岸防護ラインでの設定とした。

河川管理施設：	現状河道（又は護岸・水制）	30m以上
	又は計画低水路護岸	200m以上（上下流）
許可工作物：	床固・堰	200m以上（上下流）
	橋梁・鉄塔	200m以上（上下流）
	橋梁（鉄道）	500m以上（上下流）
	取水堰	200m以上（上下流）

掘削基準断面表示のとおり

※保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

5. 掘削可能量及び採取可能量

【規制区間】

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)	掘削可能量 (千 m ³)	採取可能量 (千 m ³)	摘要
							地区名
本川	豊川	15.2+32m	17.6+135m	2.6	407.9	204.0	上流部 H
		17.6+135m	27.6+55m	10.4			上流部 I
計				13.0	407.9	204.0	

起点・終点は豊川距離標

※採取可能量は、歩留り0.5で計上している。

6. 年次別計画

令和2年度から令和6年度までの5箇年の計画とする。

河川名	区間		年次計画(千 m ³)						
	起点	終点		R2	R3	R4	R5	R6	計
豊川	15.2+32m	27.6+55m	許可又は許可の予定量	40.8	40.8	40.8	40.8	40.7	204.0
			採取可能量中の許可又は認可の予想量	40.8	40.8	40.8	40.8	40.7	204.0
			流下予想量	—	—	—	—	—	—
計			許可又は許可の予定量	40.8	40.8	40.8	40.8	40.7	204.0
			採取可能量中の許可又は認可の予想量	40.8	40.8	40.8	40.8	40.7	204.0
			流下予想量	—	—	—	—	—	—

豊川・18.6K

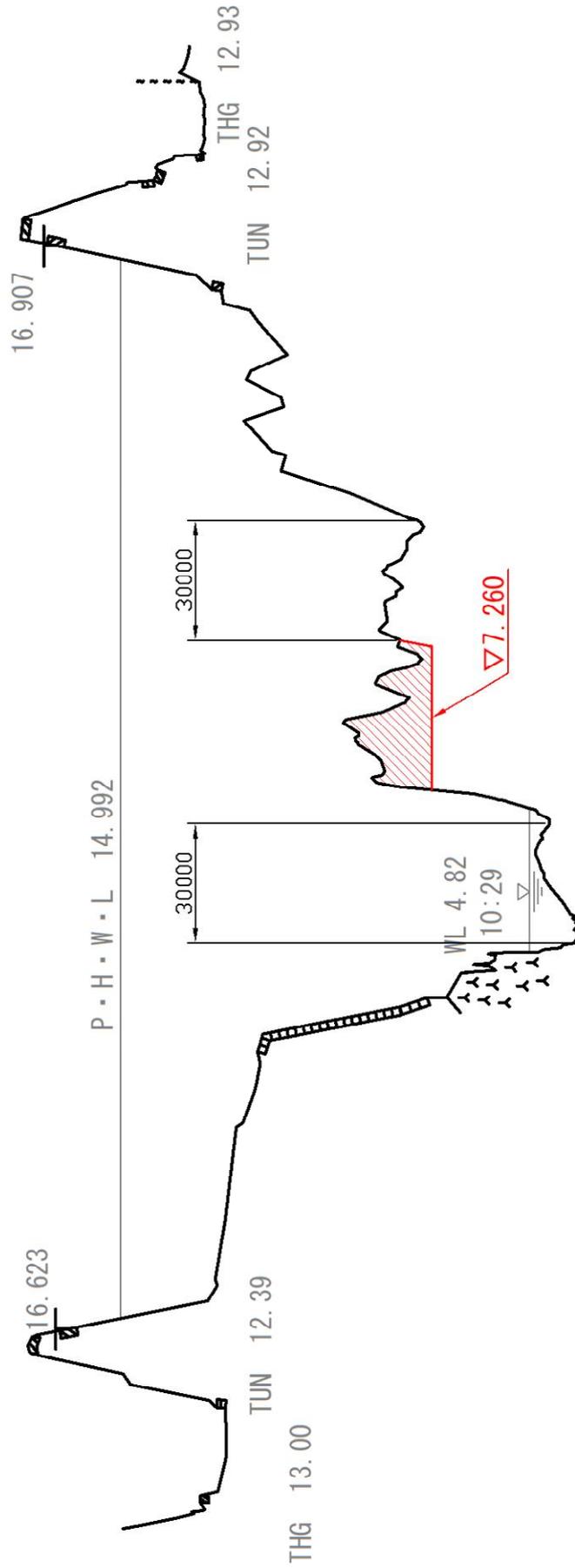


図 豊川掘削基準断面